

議員定数等検討委員会の検討結果報告（別冊）

資料1「鹿児島県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数」

（公選法第15条第8項ただし書き適用後）

資料2「令和9年一般選挙に向けた議員定数等の検討経緯（R5.11～R8.3）」

資料3「各会派等の提案」

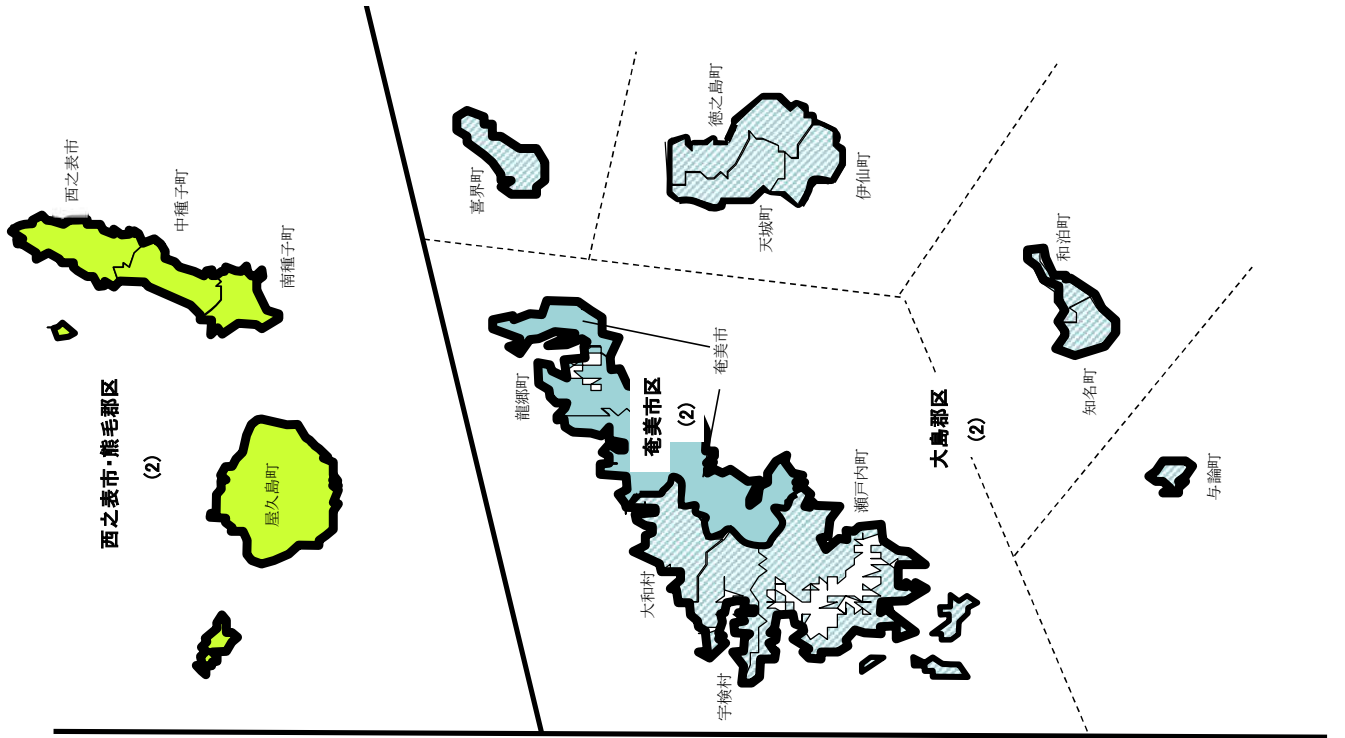
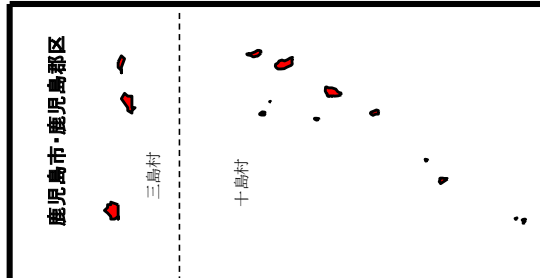
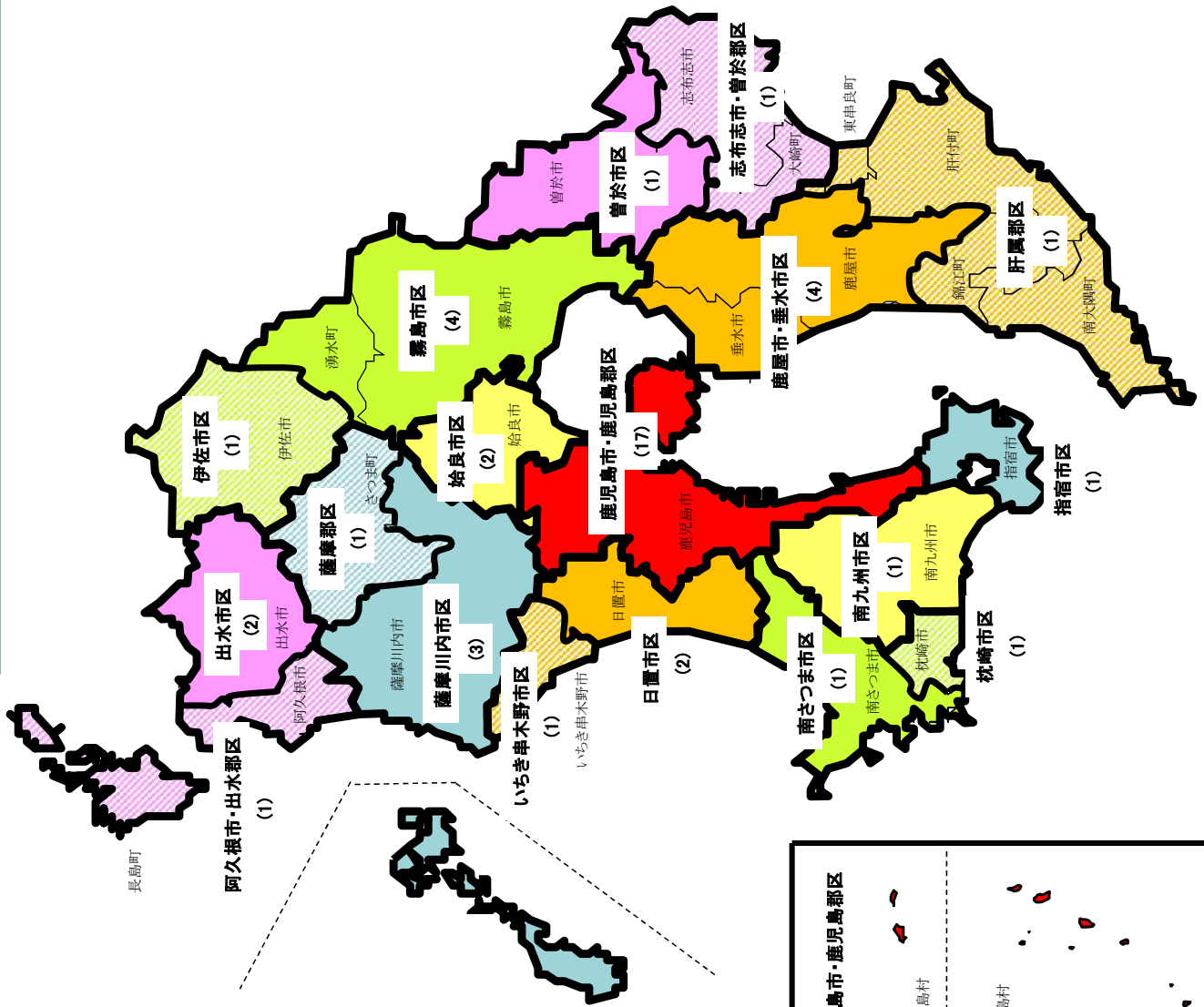
資料4「議員定数等検討に係る参考人招致」

「鹿児島県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数」（公選法第15条第8項ただし書き適用後）

選挙区		議員の数
名称	区域	
鹿児島市・鹿児島郡区	鹿児島市及び鹿児島郡	17
霧島市・始良郡区	霧島市及び始良郡	4
鹿屋市・垂水市区	鹿屋市及び垂水市	4
薩摩川内市区	薩摩川内市	3
始良市区	始良市	2
大島郡区	大島郡（龍郷町を除く。）	2
出水市区	出水市	2
日置市区	日置市	2
奄美市区	奄美市及び大島郡龍郷町	2
志布志市・曾於郡区	志布志市及び曾於郡	1
西之表市・熊毛郡区	西之表市及び熊毛郡	2
指宿市区	指宿市	1
南さつま市区	南さつま市	1
曾於市区	曾於市	1
南九州市区	南九州市	1
肝属郡区	肝属郡	1
阿久根市・出水郡区	阿久根市及び出水郡	1
いちき串木野市区	いちき串木野市	1
伊佐市区	伊佐市	1
薩摩郡区	薩摩郡	1
枕崎市区	枕崎市	1

鹿児島県議会議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数

(令和7年度議員定数等検討委員会の検討結果)



令和9年一般選挙に向けた議員定数等の検討経緯(R5.11~R8.3)

議運・検討委員会 等		主な協議事項等
月日	区分	
令和5年度		
11月27日	議会運営委員会	○ 議長から、今年中に議会運営委員会に小委員会を設置し、検討に着手することについて提案があり、了承
12月18日	議会運営委員会	○ 議会運営委員会小委員会の委員名簿を決定
12月18日	第1回	○ 正副委員長の選任について
		○ 委員会の名称について
		○ 検討事項について ➡①議員の定数 ②選挙区 ③選挙区別の議員数
		○ 今後のスケジュールについて ➡議会運営委員会では令和8年3月を目途に結論を得るべく検討を進めることが決定されていることから、本委員会では令和8年2月を目途に検討を進めていくことを了承
		○ 委員会の運営について
2月9日	第2回	○ 議員定数等に関する制度の概要等について
		○ 今後の検討の進め方について ➡以下の項目を持ち帰って検討 ①協議の進め方 ②参考人意見聴取 ③有識者等により構成される検討する場の設置
令和6年度		
2月7日	第3回	○ 協議の進め方について ①協議の進め方 ➡再検討 ②参考人意見聴取➡実施することを決定(一致) ③有識者等により構成される検討する場の設置➡再検討
3月24日	第4回	○ 協議の進め方について ①協議の進め方 ➡再検討 ②有識者等により構成される検討する場の設置➡再検討
令和7年度		
5月1日	第5回	○ 副委員長の選任
		○ 協議の進め方等について ①協議の進め方 ➡「議員の定数→選挙区→選挙区別の議員数」の順で検討することを決定(一致) ②有識者等により構成される検討する場の設置 ➡設置は行わないことを決定(採決)

議運・検討委員会 等		主な協議事項等
月日	区分	
6月3日	第6回	○ 委員会の進め方について ①参考人招致➡委員長案が提案され, 各会派等持ち帰って検討
6月25日	第7回	○ 委員会の進め方について ①参考人招致➡・委員長案を一部修正し了承。 ・具体的な人選は正副委員長及び正副議長が協議の上, 作成
9月8日	議会運営委員会 (参考人招致)	○ 参考人からの意見聴取(1日目) ・鎌田 愛人(県町村会 副会長) ・井上 美帆(学生投票率100%を目指す会 ~STEP~ 会長) ・野中 涼子(親子ネットワークがじゅまるの家 理事長) ・新井 誠 (広島大学大学院人間社会科学研究科 教授)
9月9日	議会運営委員会 (参考人招致)	○ 参考人からの意見聴取(2日目) ・岡野 裕元 (行政管理研究センター 研究員) ・大迫 茂子 (県女性団体連絡協議会 会長) ・新屋 浩一 (県商工会議所連合会 理事)
9月17日	第8回	○ 今後のスケジュールについて ➡スケジュールを確認
		○ 総定数について ➡事務局から制度の説明があり, 以下の項目を各会派等持ち帰って検討 ①議員の定数(総定数)の取扱い ②離島・過疎地への配慮 ③当分の間, 附則により1人増している西之表市・熊毛郡区の取扱い
10月24日	第9回	○ 総定数について ➡意見は不一致。再検討
11月26日	第10回	○ 総定数について ➡委員長私案が提示され示され, 各会派等持ち帰って検討
12月10日	第11回	○ 総定数について ➡・委員長私案(修正版)が示されるが意見は不一致。 ・採決の結果, 「総定数については, 現行どおり, 離島・過疎地への配慮を含む51人として検討をすすめる」ことを決定
		○ 選挙区について ➡事務局から制度説明。各会派等持ち帰って検討
12月18日	第12回	○ 選挙区について ➡意見は不一致。再検討
1月9日	第13回	○ 選挙区について ➡以下の視点を踏まえ協議。意見は不一致。再検討 ①任意合区による1人区の解消 ②鹿児島市・鹿児島郡区の分区 ③一票の較差

議運・検討委員会 等		主な協議事項等
月日	区分	
1月19日	第14回	○ 選挙区について ➡意見は不一致。再検討
2月10日	第15回	○ 選挙区について ➡21選挙区のうち5選挙区の区割りは現行どおりで意見は一致。 他の選挙区については再検討
		○ 今後の検討の進め方について ➡3月下旬の議会運営委員会に報告する方向で取りまとめることを確認
2月19日	第16回	○ 選挙区について ➡意見は不一致。再検討
		○ 選挙区別の議員数について ➡・「選挙区」と「選挙区別の議員数」を一体で協議を行うことを確認 ・事務局から制度説明。各会派等持ち帰って検討 ➡「議員の定数」の本則と附則について各会派等持ち帰って検討
2月25日	第17回	○ 選挙区及び選挙区別の議員数等について ➡意見は不一致。再検討
3月2日	第18回	○ 選挙区及び選挙区別の議員数等について ➡意見は不一致。再検討
3月6日	第19回	○ 選挙区及び選挙区別の議員数等について ➡意見は不一致。再検討
3月10日	第20回	○ 選挙区及び選挙区別の議員数等について ➡採決の結果、「議員の定数」は本則50人、附則1人とし、「選挙区及び選挙区別の議員数」については、現行どおりとすることを決定
3月16日	第21回	○ 検討報告案の協議
3月19日	第22回	○ 検討報告案の協議
3月24日	第23回	○ 検討報告案の協議➡とりまとめ
	議会運営委員会	○ 検討報告書の議会運営委員会報告・意見交換

各会派等の提案

		プランA					プランB							
		自民党・いぬぶし議員					県民連合・公明党・共産党 無所属（いぬぶし議員以外）							
総定数	51人（本則50人・附則1人）					51人（本則51人）								
		配当 基数	単純配当		但し書き適用後			配当 基数	単純配当		但し書き適用後			
較差				較差	附則	較差			本則					
選挙区及び選挙区別の議員数	鹿児島市・鹿児島郡区	19.19	19	1.70	17	1.90	-2	現行	19.57	19	1.27	17	1.889	-2
	日置市区	1.49	1	2.51	2	1.26	+1	合区	2.38	2	1.47	3	1.30	+1
	いちき串木野市区	0.85	1	1.43	1	1.43								
	南さつま市区	0.99	1	1.68	1	1.68		合区	1.62	2	1	2	1.33	
	枕崎市区	0.59	1	1.00	1	1.00								
	指宿市区	1.19	1	2.00	1	2.00		現行	1.21	1	1.49	1	1.98	
	南九州市区	0.98	1	1.65	1	1.65		現行	1.00	1	1.23	1	1.64	
	出水市区	1.65	2	1.39	2	1.39		現行	1.68	2	1.04	2	1.38	
	阿久根市・出水郡区	0.86	1	1.44	1	1.44		現行	0.87	1	1.08	1	1.43	
	薩摩川内市区	2.91	3	1.64	3	1.64		合区	3.57	4	1.1	4	1.46	
	薩摩郡区	0.59	1	1.00	1	1.00								
	伊佐市区	0.71	1	1.20	1	1.20		再編	1.01	1	1.24	1	1.65	
	始良郡・霧島市区	4.26	4	1.80	4	1.80		再編	4.07	4	1.26	4	1.67	
	始良市区	2.54	2	2.14	2	2.14		現行	2.59	3	1.07	2	2.12	-1
	鹿屋市・垂水市区	3.59	4	1.52	4	1.52		現行	3.67	4	1.13	4	1.50	
	肝属郡区	0.98	1	1.65	1	1.65		現行	1.00	1	1.23	1	1.64	
	曾於市区	0.99	1	1.67	1	1.67		現行	1.01	1	1.24	1	1.65	
	志布志市・曾於郡区	1.26	1	2.13	1	2.13		現行	1.29	1	1.59175	1	2.11259	
	西之表市・熊毛郡区	1.20	1	2.02	2	1.01	+1	現行	1.22	1	1.51	2	1.00	+1
	奄美市区	1.46	1	2.46	2	1.23	+1	現行	1.49	1	1.84	2	1.22	+1
大島郡区	1.72	2	1.45	2	1.45229		現行	1.76	2	1.08	2	1.44		
小計			50		51		+1		51		51			0

※「較差」・・・各選挙区の議員一人当たりの人口/議員人当たりの人口が最小の選挙区の人口「較差」の列における最大値は赤色

議員定数等検討に係る参考人招致

1 開催日

- 1日目 令和7年9月8日（月）
2日目 令和7年9月9日（火）

2 場所

全員協議会室

3 参考人

（1日目）

- 鎌田 愛人 鹿児島県町村会 副会長 〔自治体・過疎・離島〕
井上 美帆 学生投票率100%を目指す会～STEP～ 会長
〔青年・学生〕
野中 涼子 特定非営利活動法人 親子ネットワーク
がじゅまるの家 理事長 〔女性〕
新井 誠 広島大学大学院 人間社会科学研究科 教授
〔学識経験者〕

（2日目）

- 岡野 裕元 一般財団法人 行政管理研究センター 研究員
〔学識経験者〕
大迫 茂子 鹿児島県女性団体連絡協議会 会長
〔女性〕
新屋 浩一 鹿児島県商工会議所連合会 理事 〔産業・経済〕

「議員の定数」についての主な意見

問 次回の一般選挙時の本県の議員定数についてどのようにお考えですか。

○ 鎌田参考人（自治体・過疎・離島）

「県民の多様な意見を県政に反映させる必要がある。より一層の県勢発展を期するためには、若者・女性の政治参画が必要であるとの思いがあることから、県議会議員がより身近にいるべきであり、また、若者・女性が選挙に出馬する意欲・機会を出させるためにも現状のままでよい。」

○ 井上参考人（青年・学生）

「鹿児島県には多くの離島があり、地域ごとに抱えている課題も異なっていると考えています。そうした地域の声を県政に生かすためには、現行の総定数 51 人を維持することが適切だと思っています。」

○ 野中参考人（女性）

「次回の一般選挙に向けて、議員定数についての見直しは重要だと考えています。まず、平成 19 年に議員定数を減らしたことも踏まえ、その後の人口動向を考えると、やはり現状も見直す必要性があると感じています。鹿児島県は人口減少が続いており、これに伴う議員数の削減も検討すべきだと思います。鹿児島市は中核市として多くの事業を単独で行えるため、県と市が連携して課題に取り組むことができると考えます。県として、そうした地域連携を進める中で議員定数の適正化を図ることが重要です。住民の声を反映しやすく、効率的な議会運営を実現するためには、今後も地域の実情や人口動態をしっかりと考慮しながら、議員定数の見直しを進めるべきだと考えています。」

○ 新井参考人（学識経験者）

「議員の総定数の増減については、減らすことだけが正義ではないというスタンスを私は持っている。ただし報酬をめぐる課題というのは必ずついてくるのではないかと。」

○ 岡野参考人（学識経験者）

「果たして議員の総定数を削減する話ありきでいいのか。人口に比例の原則がある中、人口の少ない個別行政区の住民の声も反映させることを確保、つまり地域代表を輩出するためには、総定数を維持、または増員させる方法を積極的に検討すべきではないでしょうか。言い換えると、公職選

挙法第 15 条第 8 項ただし書にある地域間の均衡を安易に適用すべきではなく、議員定数という正攻法で検討すべきではないでしょうか。」

○ 大迫参考人（女性）

「多いんじゃないかとか、少ないんじゃないかという意見も多々あります。私の中でもやはり多い。ただ、人数を減らしたことによって県民の声が届かないということになると、これも大変なのかなと思ひまして、今回も皆さんとちょっと話をしたんですけれども、やはりあるべき姿のままで頑張っていただければいいのかなど思っているところです。」

○ 新屋参考人（産業・経済）

「議員定数は現状のとおりでよいと私は考えています。年齢構成の均衡や議員歴、政治経験などを鑑みると、定数を減らす理由は考えられません。」

「選挙区」についての主な意見

問 議員1人当たりの人口較差の縮小や選挙区の定数を複数人化するために任意合区（選挙区を広域化する）ことについて、どのようにお考えですか。

○ 鎌田参考人（自治体・過疎・離島）

「有権者の立場としては、できるだけ自分の住む地域から県議会議員が出ることが望ましいと考えるのは当然であり、私ども自治体の長としても同様であります。同じ文化圏・生活圏の中での選挙区であることから、無理に合区を行う必要はないと思います。

しかしながら、今後の人口推移の中で人口較差などを踏まえた合区については、そのような時期が来た場合は考えるべきであると思います。」

○ 井上参考人（青年・学生）

「任意合区を行うことで、一票の較差の減少や選挙区の定数の増加といった側面もあると思っています。

しかし、選挙区を広域化をすることによって、地域の声が反映されにくくなる点や、一票の較差はほかの都道府県と比べてそこまで大きくない点から、任意合区を行う際には慎重に議論していくべきだと思っています。」

○ 野中参考人（女性）

「選挙区を広域化や合区は、人口減少が進む中で議員の一人当たりの人口較差を縮め、選挙区の効率化を図るために重要だと考えています。

地域の実情や住民の意見を尊重しながら、必要に応じて選挙区を広域化し、複数市町村を一つの選挙区にすることで公平な代表制を実現できます。

ただし地域の特色や住民の理解を得ることも重要です。地域の声をしっかり反映し、住みやすいまちづくりにつながる選挙区の在り方を模索していく必要があると考えます。」

○ 新井参考人（学識経験者）

「一名の選挙区と他の選挙区との間の違いの解消というものは本来的には求められることが必要ではないかと。

ただし、そうした場合に、その土地の代表制というものが希釈されるというのは多分必ず出てきてしまうというようなことがあるので、しかも合区をすれば合区をしたで、要は地域間抗争みたいなものが多分必ず出てくる。都道府県の合区を見ればそのことは分かるように、大体近隣の地域というのは何となく、仲が悪いというわけではないけれども、やはりライバル関係にあるみたいなことが出てくるので、必ずこのあたりは多分当然出てきてしまうだろうなというようなことがあるかなと思います。」

ただ、一票の較差というようなものが確実に厳格にというふうなことというのは、私はそこまで求められているのかというのは基本的に変わらずのスタンスであります。」

○ 岡野参考人（学識経験者）

「任意合区で考慮すべき事項の大前提は意図的に特定の党派や候補者に有利になるような選挙区割りをしないことが求められます。

その上で、一つ目が、交通の便、地理的条件、地域間における住民の心理的距離。二つ目が、基礎自治体間での既存のつながり。三つ目が広域化した選挙区において、公職選挙法で明記されている選挙運動期間内で十分に回り切れる面積なのかについてです。そのほかの考慮事項として、住宅や人口が密集しているか否か、道路整備状況といった交通の便も含めた総合的判断もあると思います。」

○ 大迫参考人（女性）

「鹿児島県は、離島も多く、人口だけ考えてもいけないのではないだろうかと思っております。難しい選択をしなければならないこともあると思いますが、離島だからこそ必要だということもあると思います。ぜひその辺も加味して決定していただければいいのかなと思っております。」

○ 新屋参考人（産業・経済）

「ほかの県とは大きく違うと思っておりますので、現時点でこれ以上の任意合区等の必要はないと考えています。

議員の一人当たりの人口較差は、都市部と地方は違って当然であると考えております。これはもう肌で実感していることでございます。」

問 鹿児島市・鹿児島郡区の分区についてどのようなお考えですか。

○ 新井参考人（学識経験者）

「17という数が問題、人口比例からすると17という数は全然問題はないとは思うんですね。

問題は、投票の意味合いが変わってきてしまうことの問題点はあるだろうということがあるので、そういうことに重きを置くならば、分区というものも考えてもよいのかなということを感じるという感じですかね。」

○ 岡野参考人（学識経験者）

「現状、この17人区の巨大な定数の問題として私が認識しているのが、住民が県議選で投票する際の情報のコストの問題、つまり、候補者数の多さであるとか、どの観点で何を比較かという質的な、情報のコストの問題があります。

非常に、住民が投票先を決めるときに負担を強いるというような状況になっています。ですので、私個人的には、これを分けたほうが住民に対して非常に分かりやすい、親切なのではないかと思います。」

「選挙区別の議員数」についての主な意見

問 選挙区別の議員定数は、原則として人口に比例して定めることとなっております。

特例的な措置として、「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準として、地域間の均衡を考慮して定める」こともできるようになっており、現在、条例本則は 50 人の人口比例とし、附則において、西之表市・熊毛郡区を 1 人増とするとともに、減員区となる日置市区、奄美市区を 1 人増とし、増員区となる鹿児島市・鹿児島郡区を 2 人減としています。

本県における選挙区別の議員定数において、このような特定の措置を適用することについて、どのようにお考えですか。

○ 鎌田参考人（自治体・過疎・離島）

「西之表市・熊毛郡区、奄美市区においては、離島である地理的要件からしても、一人増は当然のことと考えます。

日置市区については、令和二年度の国勢調査確定人口の 47,153 人であることから、一人増は当然のことと考えます。鹿児島市・鹿児島郡区についても、離島を有していることから当然のことだと思えます。以上のことから、鹿児島県の特徴である離島を有すること、地域間の均衡を考慮すべきであることから、特例的措置を適用することについては現行のままでよいと考えます。」

○ 井上参考人（青年・学生）

「西之表市・熊毛郡区については、馬毛島問題といった地域特有の課題や離島であるという点から、特例的措置が妥当だと思っています。

次に、日置市区と奄美市区については、特例がない場合、議員一人当たりの人口が 5 万人となり、ほかの選挙区との差が大きくなってしまったため、この場合も特例措置の適用が妥当だと思っています。

最後に、鹿児島市・鹿児島郡区については、特例がない場合、選挙区定数が 19 人となり、全国的に見ても非常に多くなっています。特例を適用し、17 人区とする場合でも全国的に多いほうですが、離島があるという点を踏まえれば 17 人区にすることは妥当だと思えます。」

○ 野中参考人（女性）

「選挙区別の議員定数については、原則として人口比例に基づいて定めるべきと考えています。

これは各地域の声を平等に反映させるため必要な考え方です。しかし一方で、特別な事情がある場合には、地域間の実情や特殊事情を考慮しながら

ら、人口だけでなく地域間の均衡を踏まえて調整をすることも認められていると思います。

私自身離島に住んでいますので、地理的な格差が経済・教育・産業・福祉など様々な面で大きな差を生じていることは実感しています。ただし、住んでいる地域のことは理解していますが、他の地域については知識や見識が乏しく、具体的な判断は私自身難しいと感じています。」

○ 新井参考人（学識経験者）

「問題は、15条8項の読み方ですけれども、地域間の均衡を考慮してというような話なんですけど、繰り返しになりますが、私はこの地域間の均衡を考慮というのは結構やっぱり重要な意味を持っているという立場にありますので、現状を見ていると、比較的きちんとした地域間考慮がされているのではないのかなと私は個人的には思うという感じかと思えます。」

○ 岡野参考人（学識経験者）

「公職選挙法第15条第8項ただし書にある地域間の均衡を安易に適用すべきではなく、議員定数という正攻法で検討すべきではないでしょうか。」

「たとえ増員したい選挙区があったとしても、県民や当該住民に減員可能な合理的説明が可能な根拠が見当たらない以上、ただし書適用を積極的に説明することはやはり難しいのではないかと。これは、選挙行政の論理からの話です。」

他方で、鹿児島県の島嶼部の特殊事情として、住民数の多さ、面積の大きさ、本土との距離などがあり、補完行政の需要が考えられることも事実です。これは、地方行政の論理の話です。」

○ 大迫参考人（女性）

「鹿児島県はやはり離島が多い関係で、西之表市・熊毛地区を一人増とするとともに、減員区となる日置市区、奄美市区を一人増として、増員区となる鹿児島市・鹿児島郡区を二人減としています。本県における選挙区別の議員定数において、このような特例措置を適用することについてどのようにお考えですかということですが、私としては、特例的措置の適用をすることについては必要だと思えます。」

○ 新屋参考人（産業・経済）

「確かに人口減は重要なファクターでファクトですが、西之表や奄美、馬毛島の整備や世界遺産登録などは、住民の生活や経済に大きく影響を受けることが予測されることから、議員増で住民の声を広く代弁できるようにしていただきたいと考えております。」

大きな変化を迎える地域は、迅速で細やかな対策が必要だと思えます。」

〔以上〕